



ストップ! 滞納

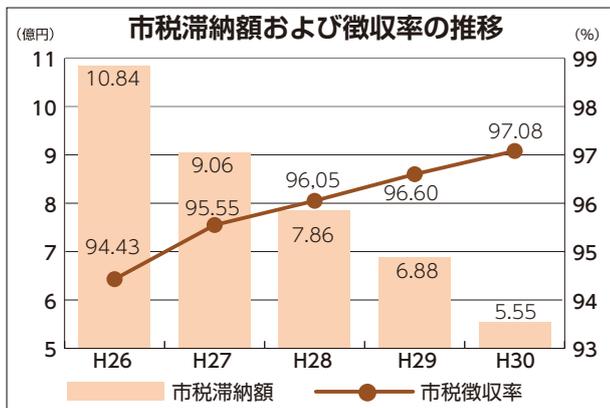
10~12月は市税などの滞納整理強化期間です

☎/収納課 ☎463-2023

【納付・相談がない方には滞納処分により強制的に徴収します】

市税・国民健康保険税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況にあります。

税負担の公平性および税収入を確保するため、県内市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ! 滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。



市税等の滞納状況 (令和元年5月末時点)

● **市税滞納額** (市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税)

→ **約5億5千万円**【前年：約6億9千万円 約1億4千万円減】

● **国民健康保険税滞納額**

→ **約10億2千万円**【前年：約12億2千万円 約2億円減】

滞納総額は毎年減少していますが、約15億7千万円と高額です。現在、早急な滞納解消に向けた取り組みを進めており、次に紹介する滞納処分の強化もその取り組みの一部です。

■滞納処分の強化

市では納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には督促状や催告状を送付するなど自主的な納付をお願いしていますが、それでも納めない方に対しては、財産調査を行い、預金、給与および不動産などの差し押さえを執行しています。

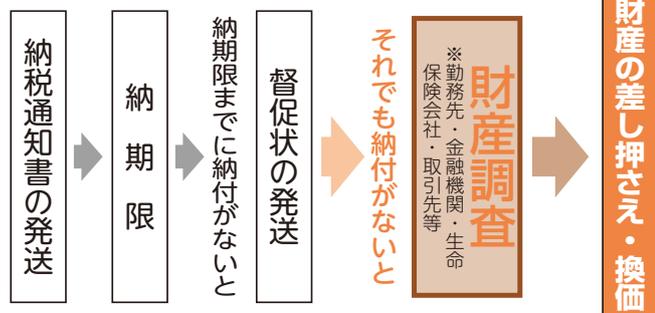
平成30年度は年間**906**件の差し押さえを執行しました。

平成30年度差し押さえ件数

預金	給与	保険	不動産	国税還付金	その他	合計
442	243	83	45	46	47	906

※その他には、売掛金・請負代金等が含まれます。

滞納処分の流れ



滞納は放置せず、早めの相談を!!

◆納税相談の利用

病気や災害などの事情により納付が困難な方は、収納課にご相談ください。分割で納付する計画を立てることも可能です。なお、平日にお時間を取れない方は、休日納税相談窓口もご利用できます。

〈**取り扱い税目**〉市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税

休日納税相談も開催中

- **日時** / 毎月第1・3日曜日(1・8月の第1日曜日を除く)
- **時間** / 午前8時30分~正午
- **会場** / 収納課(2階20番窓口)

※庁舎本館北側の夜間通用口をご利用ください(正面玄関からは入れません)。

◆滞納処分Q&A

Q1. 事前連絡・承諾なしに、財産の差し押さえを受けました。このようなことは許されるの?

A1. 納期限を過ぎても納付されない場合は、納期限内に納付している方との公平性を保つため、財産の差し押さえを行っています。地方税法の規定により「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときには、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」とされています。この場合、本人に対して、差し押さえの事前連絡・同意は必要ありません。

Q2. 滞納金額が少額なら差し押さえされないですよね?

A2. 滞納金額の多い少ないにかかわらず、少額であっても財産があれば差し押さえを行います。

市税以外もストップ!滞納

「保育園保育料」、「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」については、収納課が徴収事務の一部を担当課から引き継ぎ、差し押さえ等の滞納処分により徴収強化を図っています。

また、「学校給食費」については、納付や相談が長期間ない未納者に対して裁判所に支払督促の申し立てを行いました。それでも納付のない方には強制執行を申し立てています。今後も、納付や相談がない未納者に対しては、支払督促等の訴えの提起を行います。

☎/収納課 ☎463-0186

税金の納付は口座振替やコンビニ納付が便利です!